

令和6年10月森町議会臨時会会議録

1 招集日時 令和6年10月23日（水） 午前9時30分

2 招集場所 森町議会議事堂

3 開会・開議 令和6年10月23日（水） 午前9時30分

4 応招議員

1番議員	増田 恭子	2番議員	清水 健一
3番議員	佐藤 明孝	4番議員	平川 勇
5番議員	川岸和花子	6番議員	岡戸 章夫
7番議員	加藤 久幸	8番議員	中根信一郎
9番議員	吉筋 恵治	10番議員	中根 幸男
11番議員	西田 彰	12番議員	亀澤 進

5 不応招議員 なし

6 出席議員 応招議員に同じ

7 欠席議員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町長	太田 康雄	副町長	村松 弘
教育長	野口 和英	総務課長	平田 章浩
財政課長	鈴木 俊久	建設課長	岡本 教夫

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 岩 井 秀 司 議 会 書 記 森 下 幹 子

10 会議に付した事件

議案第 7 4 号 専決処分の報告承認を求めることについて

議案第 7 5 号 建設工事請負契約の締結について

議案第 7 6 号 建設工事変更請負契約の締結について

発議第 5 号 森町体験の里等管理運営調査特別委員会の設置について

<議事の経過>

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 出席議員が定足数に達しておりますので、
ただいまから、令和 6 年 10 月森町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

発言するとき、発言が終了したときに、マイクボタンを押すよう
にお願いします。

ここで、お諮りします。

森町議会会議規則第 51 条に「会議において発言しようとする者は、
起立して「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求め
なければならない」とあります。

本臨時会は、感染対策を継続するため、着座のまま挙手をして
「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めること
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 「異議なし」と認めます。

したがって、発言するときは着座のまま挙手をして「議長」と
呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めることにしまし

た。

それでは、日程に入ります。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、森町議会会議規則第127条の規定によって、5番川岸和花子君及び6番岡戸章夫君を指名します。

日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、本日1日限りに決定しました。

日程第3、議案第74号「専決処分の報告承認を求めることについて」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長

(太 田 康 雄 君) ただいま上程されました議案第74号「専決処分の報告承認を求めることについて」提案理由の説明を申し上げます。

令和6年度森町一般会計補正予算(第9号)の専決処分でございますが、令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙に伴う、経費の計上に急を要したため、令和6年10月4日に専決処分を行ったものであります。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ10,201千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,902,749千円とするものであります。

以下、事項別明細書により補正の概要を歳出から申し上げます。

7・8 ページ、2 款 5 項 5 目衆議院議員総選挙費 10,201 千円につきましては、全て選挙に必要な経費の補正でありまして、主なものにつきましては、各投票所及び期日前投票所における、投票管理者並びに立会人等の報酬 722 千円、投・開票事務に従事する職員諸手当 3,910 千円、入場券の郵送料等の通信運搬費 648 千円、選挙用ポスター掲示場設置及び撤去委託料として 948 千円、投票用紙自動交付機 4 台を更新するための、諸備品購入費 1,232 千円を計上したものであります。

次に 5・6 ページの歳入でございますが、15 款 3 項 1 目総務費委託金 10,201 千円につきましては、国の衆議院議員総選挙執行経費交付金であります。

ただいま御説明申し上げましたように、歳出予算の全額について、国からの交付金によって賄われることを申し添えます。

以上が、令和 6 年度森町一般会計補正予算(第 9 号)の概要でございます。よろしく御審議の上、お認めいただきますよう、お願い申し上げます。

議 長 (吉 筋 恵 治 君) 日程第 4、議案第 75 号「建設工事請負契約の締結について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長 (吉 筋 恵 治 君) 本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長 (太 田 康 雄 君) ただいま上程されました、議案第 75 号「建設工事請負契約の締結について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和 6 年度町単独災害復旧事業町道鍛冶島・大久保線鍛冶島橋下部工工事の建設工事に係る請負契約の締結でございます。

工事の概要につきましては、左岸及び右岸の橋台、護岸等の設置工事でありまして、道路幅員 4 メートル、橋長 29.9 メートルの

橋りょう下部工工事でございます。

去る10月17日に指名競争入札を行いました結果、森町飯田4059番地を事務所所在地とする岡野建設株式会社、代表取締役、岡野良隆が落札いたしましたので、同社と建設工事請負契約を契約金額7,095万円で締結いたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

なお、工事期間としましては、令和6年10月24日から令和7年3月21日までを予定しております。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議 長 (吉 筋 恵 治 君) 日程第5、議案第76号「建設工事変更請負契約の締結について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長 (吉 筋 恵 治 君) 本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長 (太 田 康 雄 君) ただいま上程されました、議案第76号「建設工事変更請負契約の締結について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和5年度公共土木施設災害復旧事業、令和5年災害査定第14号町道棕地線道路災害復旧工事の建設工事に係る変更請負契約の締結でございます。

本工事につきましては、令和5年10月27日に周智郡森町間詰1362番地の4を所在地とする株式会社岩附建設、代表取締役、岩附俊夫と契約いたしました。発生土処分につきまして、他現場へ流用したことにより、当初の契約金額6,666万円を1,215万5,000円減額し、変更後の契約金額を5,450万5,000円といたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関す

る条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

工事の主な変更内容でございますが、掘削等により発生しました残土につきましては、袋井市内の処分地へ運搬処分する計画でありましたが、町内の他現場へ流用することができましたので、発生土処分費が安価となったことによるものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議 長 (吉 筋 恵 治 君) ここでしばらく休憩します。

(午前 9時42分 ～ 午前 9時55分 休憩)

議 長 (吉 筋 恵 治 君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3、議案第74号「専決処分の報告承認を求めることについて」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、川岸和花子君。

5番議員 (川岸和花子 君) 5番、川岸です。

衆議院議員選挙の選挙費10,201千円ということで、そのうちの諸備品購入費のところ、投票用紙自動交付機を4台購入されたということですが、これはどういう必要があつて購入されたかということを伺います。

もう一点は、投票所会場等借上料が前回の知事選のときは126万円だったのですが、今回は423千円ということなので、この辺のどういう違いがあるのか伺います。

議 長 (吉 筋 恵 治 君) 総務課長。

総務課長 (平 田 章 浩 君) 総務課長です。

川岸議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず一点目でございますけども、諸備品購入ということで投票用紙自動交付機4台の購入でございますけども、投票事務につきましては各投票所で投票用紙の自動交付機を使っております。

今回の選挙ですと7投票所で衆議院議員の比例代表、小選挙区、それから最高裁の裁判官の国民審査ということで三つございますので、それぞれの投票所で3台の交付機が必要になってきますので、単純に考えて21台ございます。

この交付機ですけれども、年数とともに故障が発生し、投票事務に支障をきたす状況が想定されるものですから、ある程度の台数がございますので、国政選挙において少しずつこういった投票事務の機械、それから開票事務の機械については購入をさせていただいているといったような状況でございます。

それから投票所会場等借上料のところでは今回423千円でございますけれども、6月の県知事選挙に比べて金額が少ない理由について、二点目でございますけれども、前回につきましては県知事選挙ということで一つの選挙で、今回については先ほど言ったように三つございますので、この会場等借上料の中には投票所の会場を借りる費用も入ってございますけれども、個人演説会の施設公営費でありますとか選挙投票率の集計システムの利用料、それから開票用のパソコンレンタル料でありますとか、投票所の手すりのレンタル料、コピー機の使用料というのも含まれてございます。

今回につきましては10月ということで暖房・冷房はいらないということで、開票所につきましては、空調の費用は削ってございます。

前回の6月の県知事選については、6月下旬であったということで暑くなる可能性もあったものですから、そういった開票所の冷房の設備の予算も計上をさせていただきました。

結果として6月下旬、それほど暑くならなかったものですから、空調設備は用意せずに予算を残す形になりましたけれども、予算計上においては開票所の冷房、空調の機械を借りるという費用を見込んでおりましたので、今回の衆議院議員総選挙に比べると大きな費用となっているということでございます。以上です。

議長

(吉 筋 恵 治 君) 5番、川岸和花子君。

5 番議員

(川岸和花子 君) 分かりました。

投票用紙自動交付機については特に故障したとかではなくて、万が一のこともあるために少しずつそろえているということでしょうか。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 総務課長。

総務課長

(平 田 章 浩 君) 総務課長です。

川岸議員の再質問にお答えさせていただきます。

選挙に使うときには、業者を呼んで毎回点検はしてございますけども、やはり古くなりますと点検で問題なくても、当日故障するということがありますので、年数が古くなったものは順次、少しずつですけども交換していくといったことで、それに備えているといったものでございます。以上です。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 他に質疑はありませんか。

6 番、岡戸章夫君。

6 番議員

(岡 戸 章 夫 君) 6 番、岡戸です。

今回の選挙、急に決まったといいますか、なったということで非常に慌ただしい中で準備をされていると思います。

一応確認といいますか、念押しですけれども、先の知事選のときに森町では投票箱の蓋が合わないということで、開始時間が遅れたということがありまして、これは報道でもありましたし、こういうことがあってはならないことだと思います。

ですので、また続けてそういうことがあってはならないと思いますので、その辺の準備、事前のチェック、それから今回新しい機器も導入されるということで、新しいとはいえ、きちんとそれが動作するか、そういったチェックも含めて、必要かなと思いますけれども、そこら辺の事務について大丈夫か、今一度お伺いします。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 総務課長。

総務課長

(平 田 章 浩 君) 岡戸議員の質問にお答えさせていただきます。

6月の県知事選挙におきましては、第5投票所におきまして、投票箱の箱と蓋のサイズが違うという大きなミスをしてしまいました。こちらについては本当に申し訳なかったと思うところでございます。

こちらの対策につきましては、準備をするときに箱と蓋がセットで置いてあるのですけども、そちらについてしまうときに間違いなく確認してセットはしたつもりだったのですけど、そういった間違いがありましたので、今回からはその投票箱を準備をする選挙管理委員会の職員が1回チェックをし、各投票所に持って行っていただくと、各投票所でも準備を第3投票所、第4投票所以外は金曜日に準備をし、第3投票所につきましては、土曜日に準備をしますので、その準備をするときに箱と蓋が間違いないかというのを準備する職員にチェックをしていただくということで、準備をするときのチェック、それから開票所を準備するときのチェックということで2か所にチェック項目を設けて、間違いないように対応するというのでその部分については変更し、今後間違いないようにしていきたいと考えております。

それから投票用紙交付機でございますけども、新しい機械といえども始動するかどうかというところはもちろんチェックする必要がありますので、先日購入をさせていただきまして、物の検収はさせていただいたのですけども、使用についてもチェックをし、問題ないことを確認してございます。以上です。

議長

(吉 筋 恵 治 君)他に質疑はありませんか。

11 番、西田彰君。

11 番議員

(西 田 彰 君)一点は投票立会人等報酬ですけども、町内会の役員さんが参加したりすると思うのです。

あまり気にしてはいなかったですけど、この報酬は過去に金額が変わったときもあったような気がしますけど、あまり変わってないように思うのですけども、最近町内会の役員を若い人が受けなければならない状況になって、なかなか休みも取りにくいとか、

議 長
総務課長

そういう中で日曜日といえども、そこに出ざるを得ないという場合があったりするので、その辺の報酬の改定というのは何かあるのかどうかというのを一点聞きます。

それから、この読み取り機の点検は全てを点検に出したのかどうか、その二点お願いします。

(吉 筋 恵 治 君) 総務課長。

(平 田 章 浩 君) 総務課長です。

投票立会人につきましては、今西田議員言われたとおり、町内会の役員にそれぞれ出ていただいているといった状況でございます。

それについては27日当日、16日から26日までの期日前投票につきましては町内で希望する人を募っておりまして、その中から選んで期日前投票の立会人を依頼しているといったような状況でございます。

こちらの金額につきましても物価高騰等々ある中で、ここ近年変更をしていないという状況はございますけれども、それぞれの金額についても今回の選挙ということではございませんけれども、今後検討する必要があると理解しておりますので、また検討を進めていきたいと思っております。

それと単価につきましては、国政選挙、県の選挙、町の選挙がありまして、その基準もございますので、その基準と照らし合わせながら検討ということになるかと思います。

それから二点目の点検の関係ですけども、読み取り機の点検の台数は全台数やったのかということでございます。

点検につきましては、投票用紙の読取機でございますけれども、それぞれ開票につきましては、大きく分けて3レーンで、小選挙区と最高裁判所の裁判員のところにつきましては同じレーンを使ってやりますので、大きく分けて3レーンですけども、機械を通すところは2レーンになっておりまして、その2台とも点検をしているといったことでございます。以上です。

議 長	(吉 筋 恵 治 君) 11 番、西田彰君。
11 番議員	(西 田 彰 君) 先ほど 4 台新しく買った投票用紙を発行するときの機械、残りがあと 17 台ぐらいあると思うのですが、そういうものの点検も含まれているのですか。
議 長	(吉 筋 恵 治 君) 総務課長。
総務課長	(平 田 章 浩 君) 総務課長です。 西田議員の再質問にお答えさせていただきます。 最初に私が答弁したのが読取機の機械の点検でございます。 あと開票事務に使います数を数える計数機がありますけども、 12 台、それから投票用紙の自動交付機 21 台の点検をしてございます。以上です。
議 長	(吉 筋 恵 治 君) 総務課長。
総務課長	(平 田 章 浩 君) 先ほどの私の答弁について修正させていただきたいと思います。 西田議員の質問の中で投票立会人の報酬についての質問がございました。 私の勘違いで、投票立会人については、国で基準が決まっておりますので、それに合わせた金額になってございます。 この報酬以外の部分では国の基準等々がないものがございまして、それについては先ほど申し上げましたとおり物価高騰ありますので、変えられるものについては検討していくということをお願いしたいと思います。以上です。
議 長	(吉 筋 恵 治 君) 他に質疑はありませんか。
3 番議員	3 番、佐藤明孝君。 (佐 藤 明 孝 君) それでは、確認の意味でちょっとお聞きします。 今回の総選挙費ということで当局からの持ち出しは一切ないように解釈いたします。 それで 1,020 万円余のお金ですが、各項目全く上手い具合に配分されておりますが、この項目が決められる根拠とか配分される

この金額の根拠というのはどういうところから決められるのか、それをちょっとお聞きしたいと思います。

それとこの選挙に関して、例えば新たにまた補正等が生じる可能性はあるのかどうか、その点をちょっとお聞きしたいと思います。

議 長
総務課長

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 総務課長。

（ 平 田 章 浩 君 ） 総務課長です。

佐藤議員の質問にお答えさせていただきます。

こちらの予算につきましては、元々国が示した金額があつて、それを割り振っているわけではなくて、こちらで必要と思われる経費を積み上げた予算が 10,201 千円という金額でございます。

この金額について歳入も同額を入れてございますけれども、金額の交付決定があつてこの金額を入れているというのではなく、こちらの費用を丸々収入として見ているといったものでございます。

場合によっては、歳入が 10,201 千円を超えるということは、支出と全く同額になるということではなく、歳入については支出より減るという場合も出てくるかなと認識してございます。以上です。

議 長
総務課長

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 総務課長。

（ 平 田 章 浩 君 ） 佐藤議員の二点目の質問でございますけれども、こちらの衆議院議員総選挙について追加で補正予算があるかどうかという点につきましては、今回の補正予算でもちましてその範囲内で実施をしていくといったもので、追加で補正を組むという予定はございません。以上です。

議 長

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 他に質疑はありませんか。

7 番、加藤久幸君。

7 番議員

（ 加 藤 久 幸 君 ） 7 番、加藤でございます。

皆さんの質問とかぶるところもあるかと思いますが、確認ですけれども、投票立会人の報酬はここに出ていますが、開票立会人の

報酬がここに見当たらないのですが、どちらに記載されているのかお聞きをしたいと思います。

それと会計年度任用職員、それから職員の費用弁償等が記載されていますが、1時間当たり大体どのぐらいになるのか、会計年度任用職員がどのくらい、それから職員はどのくらい、それと投票立会人等の報酬ということですが、一人当たりの計算なのか、時間あたりなのか、それと何人なのか、その辺も含めてお願いをしたいと思います。

もう一点は、ポスター掲示場設置等委託料、これはおそらく町内60か所かと思うのですが、いろいろな人がポスター貼りに携わっていらっしゃると思うのですが、以前三倉の森林組合のところが、場所がすごい高い場所にあってはしごがないと貼れないような場所で、ちょっと私そこを指摘さしていただいて、下に下ろしていただいたという経緯がありますが、そこで怪我をしては困るわけですので、その危ない箇所とかそういう箇所はないのか、その辺もお願いしたいと思います。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 加藤議員に申し上げます。

今の質問の中で四つ、1回の質問に三つという規定がありますので、最後は四つ目になります。

総務課長。

総務課長

(平 田 章 浩 君) 総務課長です。

加藤議員の質問にお答えをさせていただきます。

予算書の説明欄に、投票立会人等報酬ということで書いてございます。こちらの投票立会人等の報酬の中には、投票立会人や開票立会人、開票管理者等々のいろいろな人の報酬が含まれておりますので、加藤議員質問の開票立会人の報酬についても、この投票立会人等報酬の中に入っております。

金額でございますけども、投票所の投票立会人の単価については5,450円掛ける4人、7か所、それから開票立会人については8,900円の金額でございます。金額については時間ではなくて、1

回の金額ということでございます。

投票立会人につきましては、投票が朝 7 時から夜 8 時までありますけども 2 時に交代しますので、半日で 5,450 円ということになります。

1 か所の投票所に二人の立会人でございますので 7 か所掛ける 4 人ということで、前半二人、後半二人ということで 4 人ということでございます。

あと会計年度任用職員の報酬につきましては期日前投票所の事務については、事前に登録してあります会計年度職員に期日前投票所事務できるかどうかということを確認させていただいて、お願いをしている会計年度任用職員でございます。

会計年度任用職員につきましては、期日前投票の朝 7 時に開票所が開きますので、その 8 時半から 17 時 15 分までの 7 時間 15 分、1 時間 1,034 円で二人ずつ、また日によっては 3 人ということをお願いをしているものでございます。

期日前投票所の 17 時 15 分以降については、正規職員が事務を夜 8 時まで担当するというようなものでございます。

あと職員の時間外の手当につきましては、どなたがやっても選挙事務については、10 時までが時間 2,200 円、10 時以降が 2,600 円という単価で決めさせていただいて実施をしております。以上です。

議 長 (吉 筋 恵 治 君) 加藤議員、2 回目の質問に先ほどの最後のもう 1 回質問したらいかがですか。

7 番、加藤久幸君。

7 番議員 (加 藤 久 幸 君) 先ほどの質問になります、ポスター掲示場の設置の件ですが、危険な箇所はないかという質問でございます。よろしくお願いします。

議 長 (吉 筋 恵 治 君) 総務課長。

総務課長 (平 田 章 浩 君) 総務課長です。

加藤議員の再質問についてお答えさせていただきます。

先ほど加藤議員から森林組合の場所が少し危なかったものですから指摘をしていただいたということで、ポスターの掲示場の場所を変更したということが過去にあったということでございます。

近年、選挙のポスターを貼る場所については選挙が決定しましたら、職員が現在の60か所の場所が前回の選挙から状況が変わっている場合がございますので、60か所の場所をチェックし、問題ないことをまず確認をして、業者に発注をし、設置をしていただいておりますので、現在の60か所については危ない場所はないということで認識してございます。以上です。

議 長
7番議員

(吉 筋 恵 治 君) 7番、加藤久幸君。

(加 藤 久 幸 君) 危ない箇所はないということで確認が取れました。

それと民家の塀とかに設置する場合等あると思うのですが、その場合は何かその民家の人には何か確認だけなのか、何か報酬的なものをあげているのかその辺もお伺いしたいと思います。

議 長

(平 田 章 浩 君) 総務課長です。

加藤議員の再質問にお答えをさせていただきます。

60か所のうちには民家の塀等々もございます。設置する上においては毎回所有者に確認させていただいて了解をいただき、掲示する日等々の文章も改めて郵送させていただいて設置させていただいてございます。

報酬につきましては、現在払っていないといったような状況でございます。以上です。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 討論なしと認めます。

これから議案第 74 号を採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 起立全員です。

したがって、議案第 74 号は原案のとおり承認されました。

日程第 4、議案第 75 号「建設工事請負契約の締結について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11 番、西田彰君。

11 番議員

(西 田 彰 君) ここに示された締結の書類の中、見にくいのでちょっと確認しますが、予定価格税込 7,244 万 6,000 円、予定価格税抜、ちょっと離れて 6,586 万円、ちょっとこれ、税抜金額が 7,244 万 6,000 円なのか、それはありえないと思うのですが、この表を作るのにちょっとミスしているのか。提示された入札の結果表、こっちの 6,586 万円が税抜だと思うのですが。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 財政課長。

財政課長

(鈴 木 俊 久 君) 財政課長です。

西田議員の御質問にお答えをします。

参考資料としてお配りをさせていただきました開札結果の表であると思いますが、予定価格税込というのが 7,244 万 6,000 円という形になっております。

これについてはシステムで打ち出す形になっておりますので、欄の 1 行目が右寄せの数字で出てきているものですから、ちょっと見にくいかもしれませんが、そういう形になっているということです。以上です。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 11 番、西田彰君。

11 番議員

(西 田 彰 君) これは確認です。

この鍛冶島橋のところは、災害の復旧でも、岡野建設が受けて

議 長
建設課長

おられましたよね。

(吉 筋 恵 治 君) 建設課長。

(岡 本 教 夫 君) 建設課長です。

西田議員の再質問にお答えいたします。

岡野建設さんが受けていたということでございますが、こちらにつきましては、昨年度からの債務負担で仮橋の仮設と撤去の工事を岡野建設さんが請け負っているという状況でございます。以上です。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

議 長

(発言する者なし)

(吉 筋 恵 治 君) 討論なしと認めます。

これから議案第 75 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 起立全員です。

したがって、議案第 75 号は原案のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 76 号「建設工事変更請負契約の締結について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5 番、川岸和花子君。

5 番議員

(川 岸 和 花 子 君) こちらの内容は、令和 5 年の災害査定第 14 号ということで、町道棕地線の道路災害ということです。

棕地線はそれ以前の災害にまたプラスして、崩土等大きな災害になったというものですけれども、この岩附建設さんが昨年請け負っていただきまして、工事は終わっているのかと想像するので

すが、現状とその工事についての内容を今一度お願いしたいと思っています。

議 長

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 建設課長。

建設課長

（ 岡 本 教 夫 君 ） 建設課長です。

川岸議員の御質問にお答えいたします。

棕地線の災害復旧の御質問でございますが、令和4年台風15号の災害におきましてこの路線の中で3か所被災いたしまして、そのうちの岩附建設さんが施工しておる2か所については、もう既に現場は終わっております。

今、議案として出しておりますのは、令和5年の災害ということでございまして、こちら現場は全て完了しているという状況でございます。

あと1件、令和4年の案件がありまして、こちらは株式会社鈴木土建さんが請け負っておりますが、この岩附建設さんの現場が終わったことによりまして、この棕地線からの掛川地内に抜ける途中に現場があるものですから、通行が可能となったということでございまして、10月2日からそちらの現場にも着手をしております、年度末までに復旧を完了する予定でございます。以上です。

議 長

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 5番、川岸和花子君。

5番議員

（ 川 岸 和 花 子 君 ） 今は鈴木土建さんが取りかかっているということで、今回は1,215万5,000円という大きな金額が崩土、他現場へ流用したということで減らすということですが、この他現場というのは具体的にどちらなのか、例えば岩附建設さんが受け持っていたいたところなのか、その現場を伺います。

議 長

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 建設課長。

建設課長

（ 岡 本 教 夫 君 ） 建設課長です。

川岸議員の再質問にお答えいたします。

他現場でございますけれども、主に岩附建設さんをお願いしておりました西亀久保線という町道の法面の盛り土、こちらに流用

議 長

したのが主なものでございますが、その他にも岩附建設さんが請け負っております林道災害、林道栗ノ島線の構造物の埋め戻し材料としても流用したということでございます。以上です。

6 番議員

(吉 筋 恵 治 君) 他に質疑はありませんか。

6 番、岡戸章夫君。

(岡 戸 章 夫 君) 6 番、岡戸です。

今、川岸議員の質問の最後のところで残土の流用が利用できたということで、こちらは減額できたということで良かったかなと思うのですけれども、結果としてその残土を他の現場に回したということで、そうすると本来その現場で元々調達するはずだったコストがここの残土を用いることで、そちらの総額にも反映されるのではないかなと思うのですけれども、そのところはどのようなになっているのでしょうか。

議 長
建設課長

(吉 筋 恵 治 君) 建設課長。

(岡 本 教 夫 君) 岡戸議員の御質問にお答えいたします。

今回、議案に出しております案件につきましては、県道大河内森線脇のストックヤードといいますか、作業場所に残土を運んで仮置きするという設計に変更いたしました。

距離にして約 600 メートルでございますけれども、ここから先の積み込み、運搬については、その流用先の工事現場の設計の中でその分を計上するという形にさせていただきました。

ですので、新しく購入土を買うものと比較した場合との差額というものが当然出るということになると思いますが、材料費については確かに流用なのでゼロということでございますが、積み込みと運搬の手間はどうしてもかかるということで、格段に安いと言われると、そこまでの差額は出ないのですが、その分多少安価にはなったということで相対的に良かったのかなということでございます。以上です。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長	(吉 筋 恵 治 君) 質疑なしと認めます。 これから討論を行います。 討論はありませんか。 (発言する者なし)
議 長	(吉 筋 恵 治 君) 討論なしと認めます。 これから議案第 76 号を採決します。 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。 (起 立 全 員)
議 長	(吉 筋 恵 治 君) 起立全員です。 したがって、議案第 76 号は原案のとおり可決されました。 日程第 6、発議第 5 号「森町体験の里等管理運営調査特別委員 会の設置について」を議題とします。 職員に議案を朗読させます。 (職 員 朗 読)
議 長	(吉 筋 恵 治 君) お諮りします。 本案は、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いま す。 御異議ありませんか。 (異議なしと言う者多数)
議 長	(吉 筋 恵 治 君) 異議なしと認めます。 これから発議第 5 号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしと言う者多数)
議 長	(吉 筋 恵 治 君) 異議なしと認めます。 したがって、森町体験の里等管理運営調査特別委員会の設置に ついては原案のとおり可決されました。 ここで暫時休憩とします。 (午前 10 時 37 分 ～ 午前 10 時 45 分 休憩)
議 長	(吉 筋 恵 治 君) 休憩前に引き続き会議を開きます。 ただいま設置されました森町体験の里等管理運営調査特別委員

会の委員並びに委員長及び副委員長の指名を日程に追加し、日程の順序を変更して、議題とすることについて採決します。

お諮りします。

ここで、森町体験の里等管理運営調査特別委員並びに委員長及び副委員長の指名を日程に追加し、日程の順序を変更して議題とすることに御異議ありませんか。

(異議なしと言う者多数)

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 異議なしと認めます。

したがって、森町体験の里等管理運営調査特別委員並びに委員長及び副委員長の指名を日程に追加し、日程の順序を変更して議題とすることに決定しました。

追加議事日程第1号の追加1の第1「森町体験の里等管理運営調査特別委員並びに委員長及び副委員長の指名」を行います。

お諮りします。

森町体験の里等管理運営調査特別委員並びに委員長及び副委員長の指名については、森町議会委員会条例第7条第4項及び第8条第2項の規定により、配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(異議なしと言う者多数)

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 異議なしと認めます。

したがって、森町体験の里等管理運営調査特別委員並びに委員長及び副委員長はサイドブックに掲載しました名簿のとおり指名することに決定しました。

日程第7、「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

議会運営委員会委員長から、森町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました次期議会の会期日程等、議会運営に関する事項等について、閉会中の継続調査の申出があります。

議 長

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(異議なしと言う者多数)

(吉 筋 恵 治 君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和6年10月森町議会臨時会を閉会します。

(午前10時48分 閉会)

以上のとおり会議次第を記録し、ここに署名します。

令和6年10月23日

森町議会議長

会議録署名議員

同 上